

## 議案第12号

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条  
例（平成30年つくばみらい市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」を「法第115条の46第1項に規定する地  
域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に改める。

第5条中「が35を超えて35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支  
援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援  
センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支  
援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をい  
う。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業  
所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用  
者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44を超えて44」に  
改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中  
央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人  
をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者  
等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報  
処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における同項に規定する員  
数の基準は、1に、利用者の数が49を超えて49又はその端数を増すごとに1を加え  
て得た数以上とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第  
7項本文中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第  
6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利  
用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された  
居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通  
所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅  
サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作  
成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定  
居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占め  
る割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号を次のように  
改める。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条に次の2号を加える。

(32) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(33) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第33号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

## 附 則


(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第24条第3項中「掲載しなければならない。」とあるのは「掲載するよう努めなければならない。」とする。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

3年に一度の介護報酬改定に伴う、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に対応するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年つくばみらい市条例第11号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(介護支援専門員の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員の員数の基準は、1に、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(介護支援専門員の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員の員数の基準は、1に、<u>利用者の数が35を超えて35</u></p>

指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44を超えて44又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における同項に規定する員数の基準は、1に、利用者の数が49を超えて49又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 (略)

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

(新設)

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 (略)

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)



月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 第6項に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第5項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 第5項に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第5項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状

況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等 \_\_\_\_\_ 又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。



ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(32) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(33) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項 を記載した書

(16)～(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(新設)

(新設)

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を 揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書

面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第16条第33号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)